

職員が、次のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行うことがあります。

- 就業通則又は就業に関する諸規則等に違反した場合
- 職務上の義務に違反した場合
- 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 正当な理由なく遅刻、早退、欠勤するなど勤務を怠った場合
- 刑事法上の重大な犯罪に該当する行為があった場合
- 重大な経歴詐称をした場合
- 本学の名誉を汚し、社会的信用を失墜させる行為をした場合
- その他前各号に準ずる不都合な行為があった場合

懲戒処分の区分は次のとおりです。

懲戒解雇・・・ 即時に解雇し、退職手当の全部又は一部を支給しない。

諭旨解雇・・・ 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には懲戒解雇する。

出勤停止・・・ 始末書を提出させるほか、1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

減給・・・ 始末書を提出させるほか、給与の一部を減額する。

戒告・・・ 始末書を提出させて戒め、注意の喚起を促す。

懲戒処分の量定決定の参考のため、代表的な事例における標準的な懲戒処分の種類を揚げた指針を作成している。

懲戒処分には至らない場合でも、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書等により訓告又は嚴重注意を行うことがあります。

### もっと詳しく知るには

国立大学法人九州大学就業通則 第44条、第45条 国立大学法人九州大学教員人事規則 第8条

国立大学法人九州大学職員懲戒等規程 国立大学法人九州大学職員懲戒処分の指針

### お問い合わせ先

人事部人事企画課職員係 092-802-2264 内線：90-2264